

平成29年度 指導監査結果

(障害者支援施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
障害者支援施設 あおはにの家 (福) 青葉仁会	実地監査	無	
障害者支援施設 いずみ園 (福) ならやま会	書面監査	無	
障害者支援施設 菅原園 (福) 大倭安宿苑	実地監査	無	
障害者支援施設 成美寮 (福) 成美学寮	書面監査	無	
障害者支援施設 フリーシュタッド なかがわ1番館 (福) 中川会	書面監査	非常災害に備えるため、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うこと。(避難訓練及び消火訓練は年2回以上、うち1回は夜間を想定した訓練を行うこと)【消防法施行令第3条の2】【消防法施行規則第3条10項】	非常災害に備えるため、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行う。避難訓練及び消火訓練を年2回以上、うち1回は夜間を想定した訓練を実施する。 尚、平成30年2月23日午後2時30分から午後3時30分の日時で、昼間の火災を想定した避難消火訓練を実施した。
障害者支援施設 フリーシュタッド なかがわ2番館 (福) 中川会	書面監査	非常災害に備えるため、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うこと。(避難訓練及び消火訓練は年2回以上、うち1回は夜間を想定した訓練を行うこと)【消防法施行令第3条の2】【消防法施行規則第3条10項】	非常災害に備えるため、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行う。避難訓練及び消火訓練を年2回以上、うち1回は夜間を想定した訓練を実施する。 尚、平成30年2月23日午後2時30分から午後3時30分の日時で、昼間の火災を想定した避難消火訓練を実施した。
障害者支援施設 ボイス (福) 史明会	書面監査	無	
障害者支援施設 萌あおはに (福) 青葉仁会	平成29年度は 監査対象外		
		1. 就業規則に時間外労働、法定外休日労働について謳われているが、労働基準法第36条に基づく労使協定が、施設開設当初から本年1月31日まで締結されていなかった。その間、職員を時間外労働・法定外休日労働・深夜労働に従事させており、明らかに労働基準法に違反していた。今後は、関係法令等を遵守する法令遵守責任者を明確にし、的確な施設運営を行うこと。	1. 法令遵守責任者を施設長とし、的確な施設運営に努める。
		2. 正規職員給与規程第23条に規定されている退職金について、規定では社会福祉施設職員等退職手当共済法に定める契約又は民間社会福祉事業共済会に加入より支給するとされているが、契約も加入もされていない。職員の処遇の確保のため、当該規定に沿って適正に退職金制度の実施を行うこと。	2. 社会福祉施設職員等退職手当共済法に加入申し込みをした。

<p>障害者支援施設 陽気園 (福) ききょう会</p>	<p>実地監査</p>	<p>3. 施設長の労働条件通知書をはじめ採用時に徴する書類及びタイムカード等が確認できなかった。 労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条及び常用職員就業規則に則り速やかに関係書類等を整備すること。</p>	<p>3. 整備した。</p>
		<p>4. 施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行うこと。 【基準省令第36条】 (費用負担については「施設に対して義務付けている以上は基本報酬に含まれている。」との回答を厚生労働省より得ている。)</p>	<p>4. 実施を検討中。計画として、毎年5月、11月に実施予定である。</p>
		<p>5. 生活介護において食事提供体制加算を算定する場合は、生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者に対して、食事の提供を行った場合に加算することができる。 生活介護計画等に食事の提供が記載されていないものについては、遡って過誤調整すること。 (報酬告示第6の10) (なお、本加算は、平成30年3月31日までの適用となっており、以降は国の制度改正等を注視して対応すること。)</p>	<p>5. 指摘のとおり請求時に行う予定である。奈良市障がい福祉課と相談しながら進める。</p>
		<p>6. 提供する食事が、安全で、喫食者に適した内容であるか、異物及び異臭の有無などの確認も合わせて、利用者の食事提供前に点検・確認し、喫食した者の氏名、喫食時間、結果などを喫食簿に記録すること。</p>	<p>6. 指導のとおり喫食を開始した。</p>